

第1回北海道循環資源利用促進税事業検証懇話会開催概要

1 開催日時 令和2年（2020年）12月22日（火）10:00～12:00

2 開催場所 中小企業会館（プレスト1・7） B・C・D会議室（札幌市中央区北1条西7丁目）

3 出席者

（1）懇話会委員（敬称略、50音順）

所 属	職	氏 名	出 欠
北海道大学大学院工学研究院	教授	石井 一英	出席
北海道農業協同組合中央会	JA 総合支援部長	伊藤 謙二	出席
北海道漁業協同組合連合会	環境部長	上村 俊彦	出席
北海道経済連合会	理事・事務局長	菅原 光宏	出席
一般社団法人北海道食品産業協議会	専務理事	多田 聡史	出席
北海道中小企業団体中央会	事務局長兼 連携支援部長	柄目 誠	出席
公益社団法人北海道産業資源循環協会	副会長	寺嶋 忠雄	出席
地方独立行政法人北海道立総合研究機構産業技術環境 研究本部エネルギー・環境・地質研究所	循環資源部長	三津橋 浩行	出席

（2）事務局

所 属	職	氏 名
北海道環境生活部環境局	気候変動対策担当局長	土肥 浩己
// 気候変動対策課	民間連携担当課長	石動 貴子
// 循環型社会推進課	課 長	梶川 浩二
// 気候変動対策課	主 幹	岡田 朋子
//	主 査	立川 絹子
//	主 査	久保島 康行
//	主 査	吉野 広一
//	主 事	佐藤 弘基

4 開催概要

(1) 開会

- 土肥気候変動対策担当局長より挨拶
- 委員紹介
- 開催要領第3条の第2項に基づき、石井委員を座長に指名
- 石井座長より挨拶

【挨拶要旨】

- ・前回平成28年度にも座長を務めさせていただいた。循環型社会のみならず、低炭素、自然共生社会といったキーワードに関しても少しずつ目を向けていこうというような報告書だったと記憶している。
- ・昨今の脱炭素の流れ、廃プラスチックの問題など、社会状況が変わってきていることに加え、廃棄物処理業者が置かれている環境も変わってきており、みんなで取り組まなければならないという機運が高まっている。
- ・循環税については、排出者、処理業者、地域にとって、ウィン・ウィン・ウィンの関係になるような使い方がいいのではないかと考えている。
- ・様々な分野の皆様に参加いただいているので、課題やアイデアなど、色々考えていきたい。

(2) 循環資源利用促進税事業の検証・検討の進め方について

- 資料1、参考資料「循環資源利用促進税について」に基づき、事務局より説明。
- 循環税条例の規定については、施行後5年目の平成23年に検討を行い、税制度を継続して循環税事業の積極的な推進を図ることとした上で、5年を目途に施行状況などを検証して必要な措置を講ずることとした。
- それを受けて、平成28年には、税事業の効果の検証や今後の在り方について検討を行い、報告書を取りまとめている。
- 今回、前回の平成28年から5年を迎える令和3年に向けて、税事業の実施状況、効果を検証し、課題やニーズを明らかにして、循環税事業の在り方について検討する。
- 検証・検討の視点・方向性として、次の2点を軸に、循環税事業の在り方を検討する。
 - ・「北海道循環型社会形成推進基本計画」の着実な推進
 - ・事業者の施策ニーズや社会情勢などを踏まえた取組の充実

(3) 循環資源利用促進税事業の取組状況について

- 資料2-1～3、資料3-1～4、資料4-1～4に基づき、事務局より税収等の状況、税事業費の執行状況、税事業の内容・取組状況、産業廃棄物の排出・処理の状況について説明。
- 委員から質問事項等（次回会議に提示）
 - ・資料3-3 不法投棄判明件数の内訳
 - ・資料3-4 不法投棄等残存状況の内訳
 - ・資料4-4 本来中間処理・リサイクルされている木くず、動植物性残さ等の産業廃棄物の最終処分量が増加している要因
 - ・他県等において、最終処分場の費用等に循環税が充てられている例の有無

○委員からの意見・発言等。

- ・食品ロスの削減に取り組んでいる（多田委員）
- ・食品ロスは大きな問題。商慣習の見直しなども進めていきたい。乾式メタン発酵などにも力を入れていきたい。（菅原委員）
- ・漁網の再利用などの研究に取り組んでいるが、費用対効果の面で難航している。海外からの海岸漂着ごみも悩ましい問題となっている。（上村委員）
- ・不法投棄対策にもっと税の事業費を充当して欲しい。（上村委員）
- ・農業用廃プラスチックの適正処理に向けた協議の場を設け、取り組んでいる。研修会では、循環税事業のリーガルアドバイザー派遣を活用した。（伊藤委員）
- ・会員に積極的に循環税事業を周知していきたい。（柄目委員）
- ・最終処分場の維持に対しても補助対象としていただきたい。（寺嶋委員）
- ・新築現場の新材端材の石膏ボードのリサイクルについて、特にメーカーへの働きかけをお願いしたい。（寺嶋委員）
- ・道総研では、平成 22 年度から研究開発事業に取り組んでいるほか、技術指導も行っているの
で、是非利用いただきたい。（三津橋委員）
- ・設備整備事業ではその設備が地域で充足しているのか、不足しているのかといった視点で補助
を検討することが必要と考える。（三津橋委員）

（４）その他

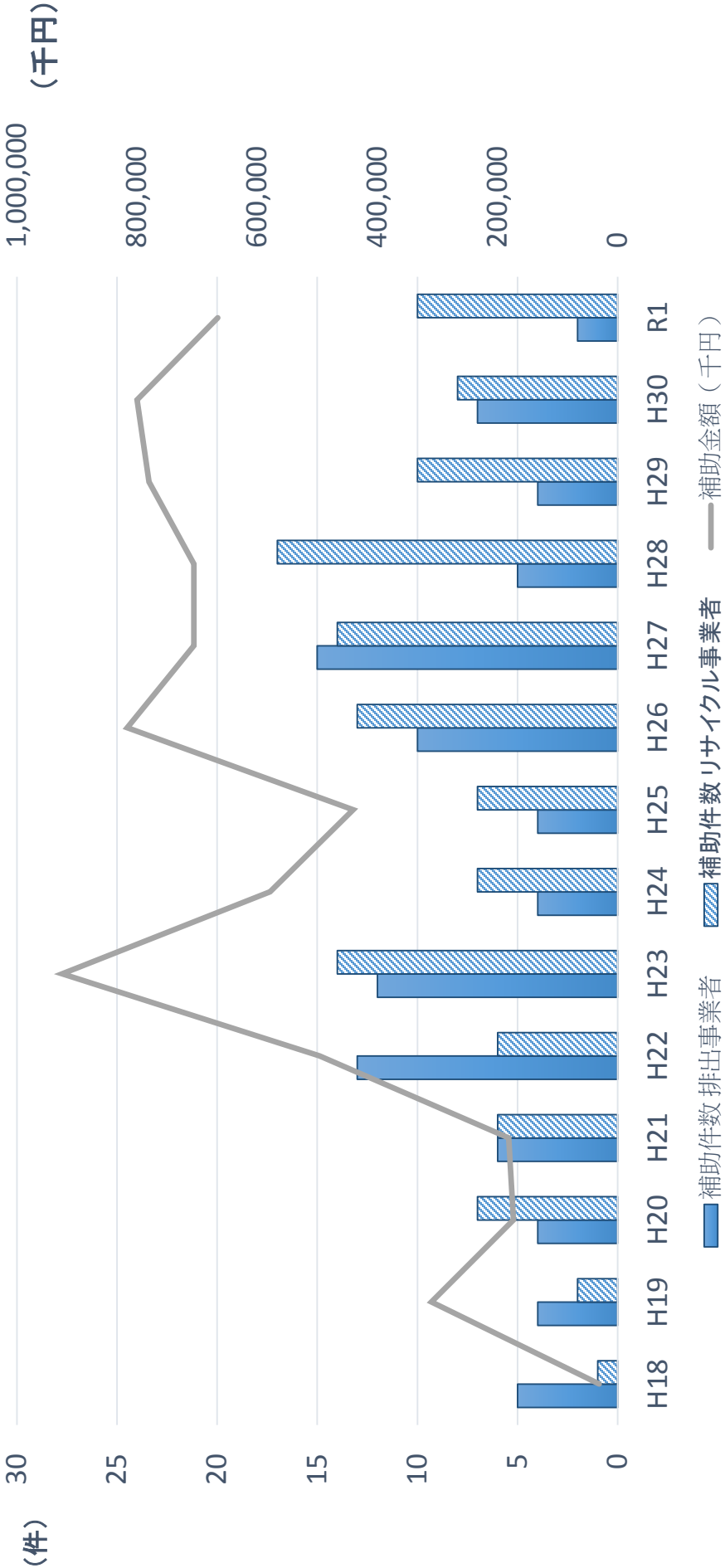
○次回会議に向けての座長発言

- ・委員の皆様には、ヒアリングなどで団体のご意見等をまとめていただきたい。
- ・近年、それぞれの事業者の取組だけでは最終処分量の削減が困難な状況となっており、排出からリサイクル製品にするところまで一貫したシステム・ループを意識した仕組み作りを検討する必要がある。
- ・デジタル化や ICT などとの、異分野マッチングを意識してほしい。脱炭素に貢献するような効率的な設備の導入にもつながるとともに、様々な分野の方が色々なアイデアを出しながら進めるような形がよいと考える。
- ・設備整備が進んでいない地域があるのであれば、実態を把握した上で、積極的に推進する必要がある。

5 今後の予定

○第2回は令和3年2月中旬を予定

○補助件数・補助金額の推移（事業区分毎）



※補助金額には、事務費を含みません

税事業の取組状況【施設設備補助事業】

○補助件数の推移（振興局別）

振興局・政令市		空知	札幌市	石狩	後志	胆振	日高	函館市	渡島	檜山	旭川市	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	合計
廃棄物の種類	汚泥	3	1	13	5	10	1				2	6	1	1	16	7	3	1	70
	廃プラ	4	1	9	4	10	1	2	2		2	1	1		1	3	3	2	46
	建設混合廃棄物 （廃プラ、紙くず、木くず、 繊維くず）		1	4				2		1			1		1		1		11
	廃石膏ボード		2	2					1									1	6
	廃油			2		2					1								5
	廃酸		1			1													2
	木くず	10	2	4	1	2			3		2	1	1	3	6	4	1		40
	動植物性残さ	1		5		1	1		1								2		11
	金属くず			3		1		1											5
	力陶くず			2		1													3
がれき類	がれき類	4	2	6		1			1	1			1			4	2		22
	ばいじん					4					1					1			6
	感染性廃棄物		1					1											2

○補助事業による効果

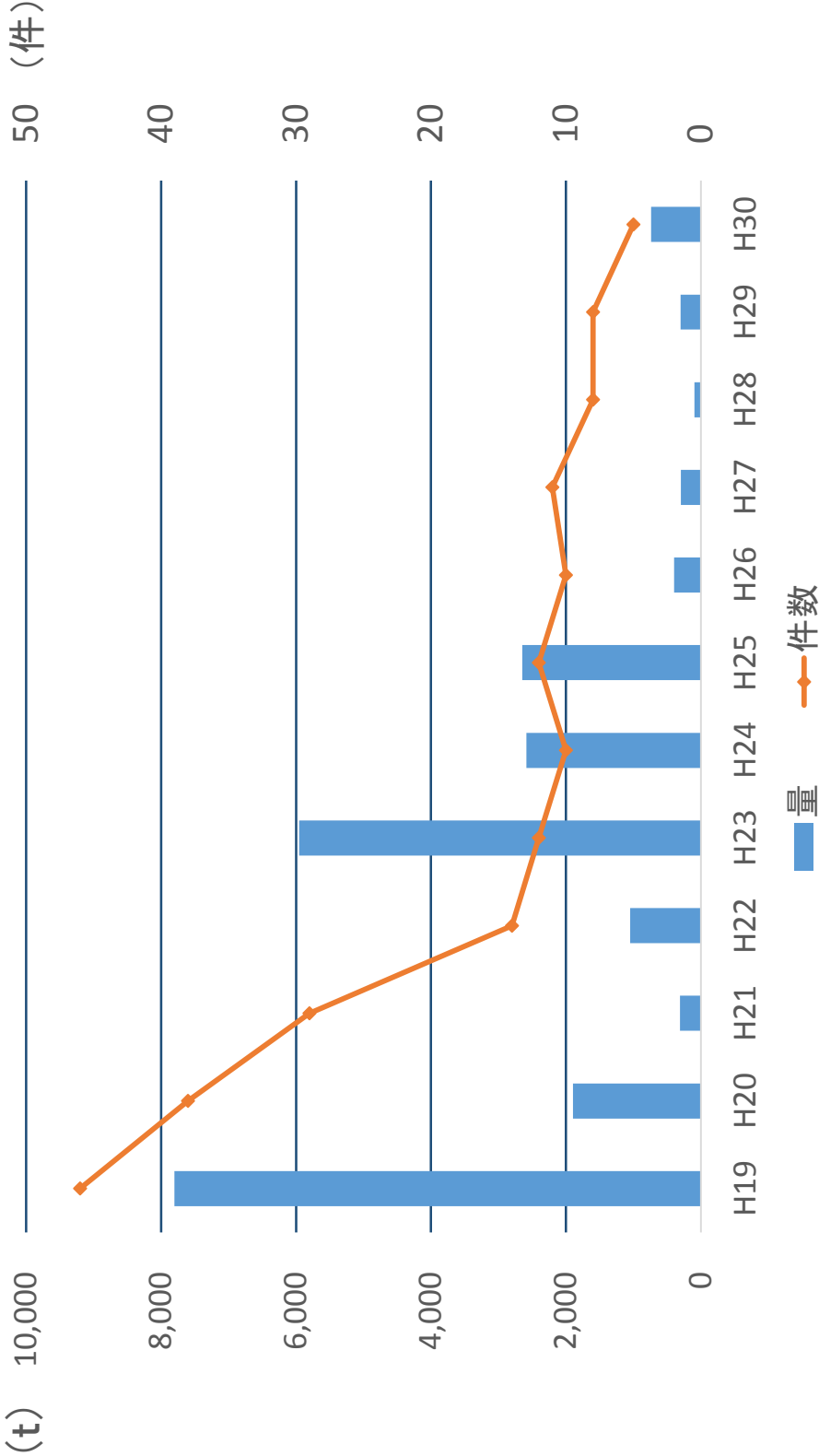
（単位：t）

報告年度	設備整備時期	補助件数	処理結果の内訳			効果
			排出抑制量	減量化量	再生利用量	
H27	H22～H26	90	6,933	23,461	286,649	317,043
H28	H23～H27	100	24,098	25,748	397,652	447,498
H29	H24～H28	96	11,298	42,601	419,149	473,048
H30	H25～H29	99	6,100	48,386	357,607	412,093
R1	H26～H30	103	5,056	87,320	512,404	604,781
合 計		488	53,485	227,517	1,973,461	2,254,463

※循環資源利用促進施設設備整備補助金事業経過報告書による

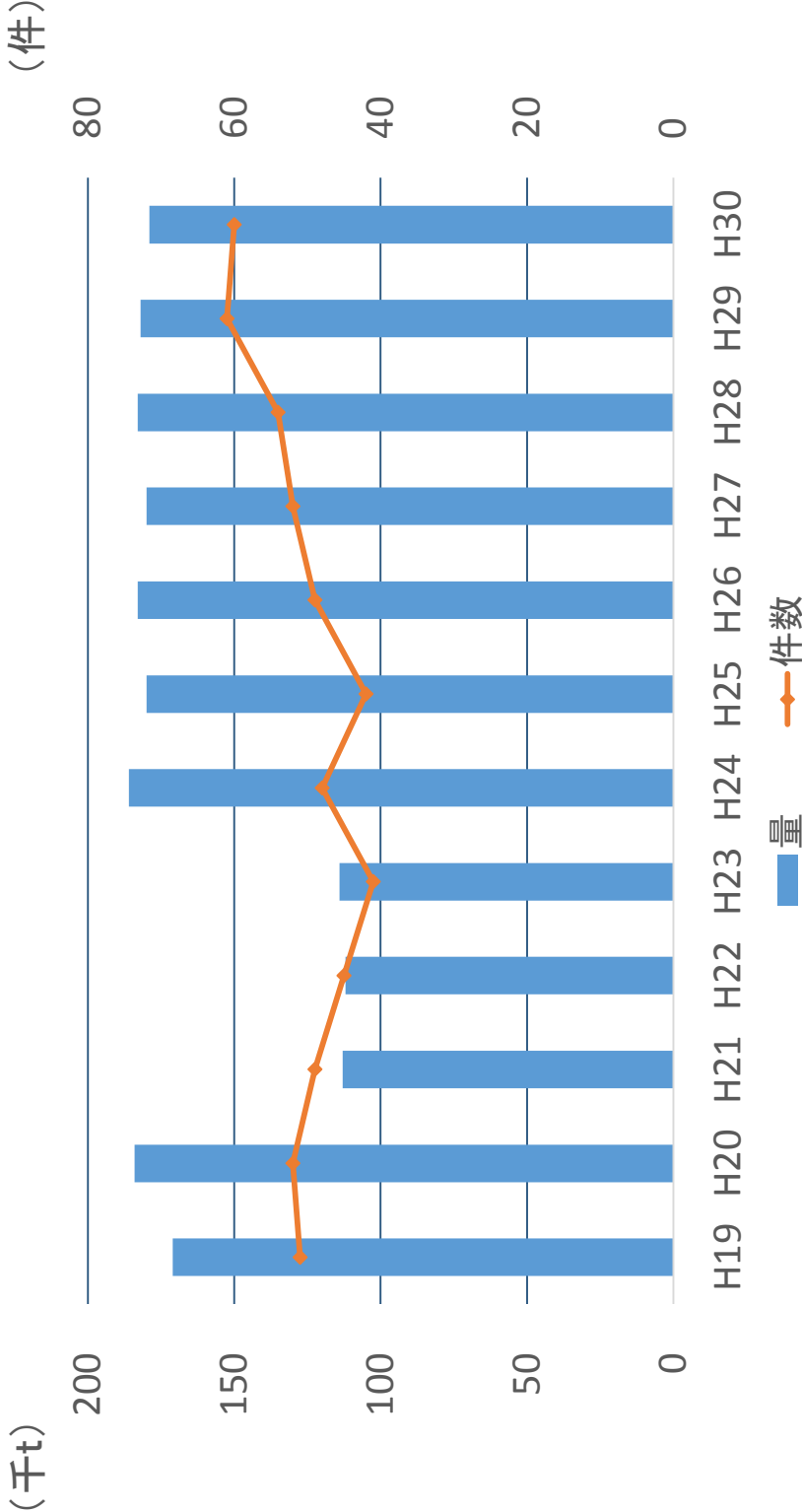
税事業の取組状況【適正運用対策事業】

○産業廃棄物不法投棄判明件数の推移



税事業の取組状況【適正運用対策事業】

○産業廃棄物の不法投棄等残存状況の推移



※残存量：新規事案の年度末の件数・量と、過年度事案の年度末の件数・量を足した数字

産業廃棄物の排出・処理の状況

区 分	平成 25 年度 (A)	平成 29 年度 (B)	増減 (B-A)	増減比 (B/A-1)
排 出 量	3,757 万 t	3,874 万 t	117 万 t	3.1%
再 生 利 用 量	2,095 万 t	2,150 万 t	55 万 t	2.6%
再 生 利 用 率	55.8%	55.5%	-0.3%	
(動物のふん尿を除く)	36.3%	36.3%	0.0%	
最 終 処 分 量	75.0 万 t	67.9 万 t	-7.1 万 t	-9.5%
最 終 処 分 率	2.0%	1.8%	-0.2%	

(参考) 北海道循環型社会形成推進基本計画〔第2次〕における取組指標及び目標

指 標	現状（平成29年度）	目標（令和6年度）
		現状との比較
産業廃棄物の排出量	3,874 万トン	3,750 万トン以下
		約3%削減
産業廃棄物の再生利用率	55.5%	57%以上
		1.5ポイント増加
産業廃棄物の最終処分量	68 万トン	57 万トン以下
		約16%削減

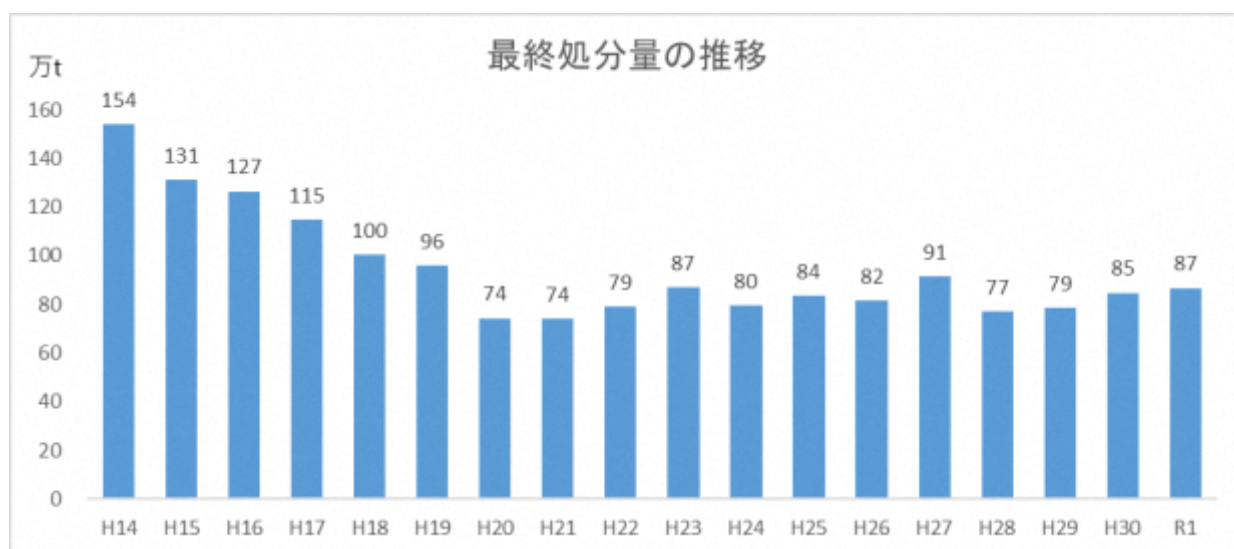


図 最終処分量の年度別推移 (H14～R1)

(H14～19: 環境生活部循環型社会推進課調べ、H20～R1: 循環税の税收から換算)

産業廃棄物の排出・処理の状況

○排出量・最終処分量が多い産業廃棄物（地域別）

地 域	排出量が多い 産業廃棄物 (上位3種・全体) [千t]	最終処分量が多い 産業廃棄物 (上位3種・全体) [千t]	全道における 最終処分率よりも 最終処分率が高い 産業廃棄物	処分地域別 最終処分量 ()内は流出入量の差 [千t]
空 知	汚 泥	316	汚 泥	2.2 %
	がれき類	206	汚 泥	
	木くず	31	ガ ラ	
	全 体	966	全 体	65 (32)
石 狩	汚 泥	2,713	木くず	7.8 %
	がれき類	1,059	汚 泥	
	木くず	158	廃 プ ラ	
	全 体	4,813	全 体	115 (▲54)
後 志	汚 泥	269	がれき類	9
	がれき類	252	汚 泥	7
	木くず	37	ガ ラ	4
	全 体	955	全 体	37
胆 振	汚 泥	4,677	汚 泥	41
	鉱さい	693	ばいじん	30
	ばいじん	639	ガ ラ	22
	全 体	8,081	全 体	146
日 高	がれき類	100	がれき類	4
	汚 泥	54	汚 泥	2
	木くず	15	ガ ラ	1
	全 体	1,004	全 体	13
渡 島	汚 泥	487	汚 泥	13
	がれき類	221	がれき類	8
	ガ ラ	66	ガ ラ	7
	全 体	1,541	全 体	43
檜 山	汚 泥	36	がれき類	1
	がれき類	26	汚 泥	1
	木くず	14	ガ ラ	1
	全 体	256	全 体	4
上 川	汚 泥	541	がれき類	11
	がれき類	306	汚 泥	9
	木くず	48	ガ ラ	7
	全 体	1,978	全 体	50
留 萌	汚 泥	64	汚 泥	4
	がれき類	38	がれき類	1
	木くず	6	廃 プ ラ	1
	全 体	433	全 体	8
				全 体 4 (▲4)

地 域	排出量が多い 産業廃棄物 (上位3種・全体) [千t]	最終処分量が多い 産業廃棄物 (上位3種・全体) [千t]	全道における 最終処分率よりも 最終処分率が高い 産業廃棄物	処分地域別 最終処分量 ()内は流出入量の差 [千t]
宗 谷	汚 泥	117	汚 泥	4
	がれき類	79	がれき類	3
	廃 プ ラ	12	廃 プ ラ	2
	全 体	1,329	全 体	15
オホshima	汚 泥	398	汚 泥	10
	がれき類	168	がれき類	6
	木くず	27	ばいじん	6
	全 体	3,307	全 体	42
十 勝	汚 泥	677	汚 泥	33
	がれき類	345	がれき類	12
	木くず	49	廃 プ ラ	6
	全 体	6,202	全 体	72
釧 路	汚 泥	2,088	汚 泥	8
	がれき類	139	がれき類	7
	燃え殻	109	廃 プ ラ	4
	全 体	4,591	全 体	30
根 室	汚 泥	127	汚 泥	5
	がれき類	77	がれき類	3
	木くず	11	廃 プ ラ	2
	全 体	3,285	全 体	16
全 道	汚 泥	12,465	汚 泥	180
	がれき類	3,336	がれき類	125
	鉱さい	699	ガ ラ	79
	全 体	38,741	全 体	679
(北海道循環型社会形成推進基本計画 [第2次] より抜粋)				

- ※1 排出量の上位3種からは「動物のふん尿」を除いている。
- ※2 「全道における最終処分率よりも最終処分率が高い産業廃棄物」については、当該地域における排出量上位5種（動物のふん尿を除く）の産業廃棄物のうち全道における当該産業廃棄物の最終処分率（「全道」の欄）よりも最終処分率が高いものを掲載した。
- ※3 表中において、産業廃棄物の名称を略しているものの正式名称は次のとおり。
- ガ ラ 陶：ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- 廃 プ ラ：廃プラスチック類
- 動植物性残さ：動植物性残さ

産業廃棄物の排出・処理の状況

○業種別 産業廃棄物の状況 (H29年度)

(単位：t)

区 分 種 類	排出量 a	産業全体 に占める 割合(%)	(H25排出量)	比較 H25→H29 (%)	再生利用量 b	産業全体 に占める 割合(%)	再生 利用率 (%) b/a	(H25再生 利用率)	比較 H25→H29 (%)	最終処分量 c	産業全体 に占める 割合(%)	最終 処分率 (%) c/a	(H25最終 処分率)	比較 H25→H29 (%)
合 計	38,741,055	100.0	37,573,075	3.1	21,498,146	100.0	55.5	55.8	▲ 0.3	678,958	100.0	1.8	2.0	▲ 0.2
農 業	19,709,624	50.9	19,560,268	0.8	14,569,356	67.8	73.9	73.6	0.3	6,359	0.9	0.0	0.0	0.0
林 業	5,926	0.0	14,324	▲ 58.6	5,828	0.0	98.3	87.6	10.7	33	0.0	0.6	3.3	▲ 2.7
漁 業	2,134	0.0	1,370	55.8	415	0.0	19.5	8.3	11.2	1,435	0.2	67.2	69.6	▲ 2.4
鉱 業	67,736	0.2	78,654	▲ 13.9	6,399	0.0	9.4	12.9	▲ 3.5	200	0.0	0.3	26.0	▲ 25.7
建 設 業	4,306,395	11.1	4,235,635	1.7	3,778,986	17.6	87.8	90.1	▲ 2.3	308,280	45.4	7.2	7.1	0.1
製 造 業	9,027,291	23.3	7,486,038	20.6	2,516,477	11.7	27.9	20.2	7.7	224,428	33.1	2.5	3.7	▲ 1.2
食 料 品	1,011,711	2.6	1,354,193	▲ 25.3	385,718	1.8	38.1	24.4	13.7	87,883	12.9	8.7	5.3	3.4
電気・水道業	5,424,425	14.0	5,733,617	▲ 5.4	542,415	2.5	10.0	16.9	▲ 6.9	79,726	11.7	1.5	1.4	0.1
運 輸 業	21,516	0.1	162,078	▲ 86.7	8,440	0.0	39.2	53.3	▲ 14.1	8,758	1.3	40.7	14.9	25.8
卸売・小売業	58,256	0.2	76,419	▲ 23.8	40,502	0.2	69.5	65.7	3.8	8,685	1.3	14.9	20.0	▲ 5.1
飲食サービス業	32,999	0.1	58,149	▲ 43.3	8,575	0.0	26.0	19.1	6.9	20,142	3.0	61.0	8.2	52.8

(平成29年度産業廃棄物処理状況調査より)

注) 主な業種のみを掲げているため、業種別の積算と「合計」の数値は一致しない。

産業廃棄物の排出・処理の状況

第1回資料4-4

○種類別 産業廃棄物の状況(H29年度)

(単位：t)

区分 主な種類	排出量 A	(H25 排出量)	比較 H25→29 (%)	再生利用量 B	再生 利用率 B/A(%)	(H25再生 利用率)	比較 H25→29 (%)	減量化量 C	(H25 減量化量)	比較 H25→29 (%)	最終処分量 D	(H25最終 処分量)	比較 H25→29 (%)
合 計	38,741,055	37,573,075	3.1	21,498,146	55.5	55.8	▲ 0.3	16,552,559	15,866,097	4.3	678,958	750,218	▲ 9.5
燃え殻	251,668	267,245	▲ 5.8	234,691	93.3	94.8	▲ 1.6	2	15	▲ 89.5	16,975	13,751	23.4
汚泥	12,465,441	11,692,123	6.6	894,005	7.2	6.7	0.4	11,385,055	10,591,521	7.5	180,224	310,091	▲ 41.9
廃プラスチック類	232,538	216,581	7.4	121,913	52.4	58.4	▲ 5.9	41,379	25,483	62.4	66,888	64,254	4.1
廃プラスチック類	218,098	203,356	7.2	108,659	49.8	56.5	▲ 6.7	40,871	24,987	63.6	66,211	63,039	5.0
廃タイヤ	14,440	13,225	9.2	13,255	91.8	86.8	5.0	508	496	2.5	677	1,215	▲ 44.3
木くず	519,392	336,214	54.5	459,797	88.5	90.3	▲ 1.8	21,389	13,108	63.2	38,172	19,254	98.3
動植物性残さ	154,397	247,042	▲ 37.5	119,393	77.3	88.3	▲ 10.9	22,053	22,772	▲ 3.2	12,951	5,665	128.6
金属くず	74,950	83,436	▲ 10.2	56,960	76.0	88.8	▲ 12.8	0	1,455	▲ 100.0	17,521	6,742	159.9
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	469,235	245,759	90.9	382,570	81.5	64.8	16.8	7,378	15,757	▲ 53.2	79,287	70,641	12.2
鉱さい	699,401	249,159	180.7	683,252	97.7	76.3	21.4	—	8	▲ 100.0	16,149	58,944	▲ 72.6
がれき類	3,335,975	3,409,841	▲ 2.2	3,208,462	96.2	98.2	▲ 2.0	63	436	▲ 85.5	125,213	62,373	100.7
動物のふん尿	19,506,943	19,481,464	0.1	14,507,976	74.4	73.9	0.5	4,998,960	5,090,976	▲ 1.8	7	—	—
ばいじん	684,477	932,960	▲ 26.6	645,037	94.2	97.9	▲ 3.7	6	31	▲ 79.1	39,433	16,946	132.7
建設系混合廃棄物	48,744	109,522	▲ 55.5	8,979	18.4	30.9	▲ 12.5	2,053	1,096	87.3	37,712	74,529	▲ 49.4
廃石こうボード	35,010	42,144	▲ 16.9	13,120	37.5	54.8	▲ 17.3	—	3	▲ 100.0	21,890	19,037	15.0

(平成29年度産業廃棄物処理状況調査より)

注) 主な種類のみを掲げているため、種類別の積算と「合計」の数値は一致しない。
 網掛け部分は、「設備整備費補助金」補助率2/3以内の重点4品目。

平成29年度（2017年度） 産業廃棄物 種類・地域別 最終処分率

種 類	区 分	排出量 合計(t)	最終処分量 合計(t)	合 計	空 知	石 狩		後 志	胆 振	日 高	渡 島		檜 山	上 川		留 萌	宗 谷	オホーツク	十 勝	釧 路	根 室
						札幌市	札幌市以外				函館市	函館市以外		旭川市	旭川市以外						
合 計		38,741,055	678,958	1.8%	3.4%	3.5%	3.5%	3.9%	1.8%	1.3%	3.3%	2.5%	1.5%	3.1%	2.2%	1.9%	1.1%	1.3%	1.2%	0.7%	0.5%
燃え殻		251,668	16,975	6.7%	32.1%	48.4%	15.5%	23.6%	6.7%	17.4%	16.4%	0.6%	20.1%	11.3%	19.4%	10.6%	7.0%	57.0%	16.5%	0.2%	10.8%
汚泥		12,465,441	180,224	1.4%	2.2%	1.0%	2.4%	2.7%	0.9%	4.2%	1.6%	6.0%	2.5%	1.5%	2.3%	6.5%	3.7%	2.5%	5.6%	0.4%	4.0%
廃油		42,381	3,392	8.0%	4.2%	11.9%	8.9%	15.1%	5.2%	20.6%	11.5%	11.5%	15.1%	6.9%	21.1%	16.6%	1.0%	11.8%	14.5%	9.5%	12.9%
廃酸		12,039	214	1.8%	5.2%	7.0%	1.3%	1.6%	0.7%	2.2%	2.3%	0.9%	2.4%	4.5%	3.2%	1.2%	0.8%	1.3%	1.3%	0.5%	0.6%
廃アルカリ		3,021	207	6.9%	16.8%	11.6%	5.4%	16.2%	1.3%	22.9%	7.9%	13.7%	16.5%	18.2%	13.2%	24.8%	23.0%	28.3%	11.7%	13.2%	30.3%
廃プラスチック類		232,538	66,888	28.8%	28.8%	31.4%	30.6%	30.2%	27.5%	29.9%	28.0%	32.5%	28.8%	31.4%	26.4%	30.2%	19.0%	28.4%	26.9%	29.9%	28.3%
紙くず		98,328	1,679	1.7%	21.1%	0.4%	8.7%	18.9%	13.1%	17.5%	16.8%	17.5%	17.0%	6.7%	16.9%	17.1%	16.9%	17.0%	14.8%	17.8%	18.4%
木くず		519,392	38,172	7.3%	7.3%	7.6%	8.4%	7.2%	7.5%	8.2%	7.5%	5.8%	1.9%	8.7%	7.3%	7.0%	7.2%	7.3%	7.3%	8.2%	7.6%
繊維くず		1,394	1,009	72.4%	74.2%	70.8%	69.5%	71.5%	68.8%	69.0%	81.5%	72.4%	72.4%	85.7%	69.4%	68.7%	73.2%	69.6%	70.0%	74.5%	71.3%
動植物性残さ		154,397	12,951	8.4%	3.7%	9.2%	11.6%	13.5%	12.6%	5.8%	7.8%	7.7%	6.4%	4.6%	3.4%	6.6%	7.2%	5.4%	9.2%	7.9%	6.6%
動物系固形不要物		2,205	393	17.8%	17.8%	17.8%	17.8%	17.8%	17.8%	17.8%	17.8%	13.0%	17.8%	17.8%	17.8%	17.8%	17.8%	17.8%	19.3%	17.8%	17.8%
ゴムくず		1,032	818	79.3%	98.5%	96.3%	96.8%	36.3%	91.7%	94.1%	96.0%	83.9%	95.1%	94.9%	93.9%	93.7%	94.4%	94.1%	94.8%	96.1%	95.8%
金属くず		74,950	17,521	23.4%	20.0%	24.4%	22.5%	22.7%	23.8%	23.6%	25.3%	22.7%	20.6%	23.9%	23.3%	22.3%	22.8%	22.6%	23.3%	22.9%	24.6%
ガラス・コンクリート・陶磁器		469,235	79,287	16.9%	14.6%	14.6%	13.5%	13.2%	25.5%	20.2%	49.0%	9.1%	12.1%	11.9%	18.3%	24.2%	15.5%	14.6%	26.1%	19.6%	17.5%
鉱さい		699,401	16,149	2.3%	57.7%	79.2%	66.7%	86.7%	1.7%	18.5%	85.7%	45.8%	19.8%	83.5%	36.4%	18.3%	29.2%	53.2%	30.6%	74.1%	29.1%
がれき類		3,335,975	125,213	3.8%	3.7%	3.8%	3.6%	3.8%	3.5%	3.7%	3.7%	3.5%	3.8%	4.1%	3.6%	3.7%	3.7%	3.6%	3.8%	5.0%	4.4%
動物のふん尿		19,506,943	7	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
動物の死体		32,371	1,892	5.8%	5.8%	5.3%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%
ばいじん		684,477	39,433	5.8%	18.8%	13.2%	22.8%	5.6%	4.7%	0.1%	3.1%	0.4%	0.1%	4.7%	61.8%	0.1%	0.4%	69.1%	0.4%	3.6%	0.2%
処分するために処理		1,005	1,005	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
建設系混合廃棄物		48,744	37,712	77.4%	76.2%	75.3%	78.4%	78.3%	78.5%	78.9%	77.6%	78.8%	77.2%	76.5%	78.8%	78.7%	77.8%	77.5%	77.8%	78.6%	79.4%
廃石こうボード		35,010	21,890	62.5%	65.0%	63.3%	61.6%	62.3%	61.2%	61.7%	61.3%	61.1%	64.8%	62.0%	61.1%	61.2%	62.6%	62.4%	62.5%	64.8%	61.7%
廃家電品		3,317	471	14.2%	10.5%	16.8%	13.4%	13.6%	13.0%	8.7%	15.0%	9.9%	9.0%	14.2%	12.7%	8.8%	9.8%	10.9%	13.7%	16.0%	10.6%
廃バッテリー		1,290	8	0.6%	1.3%	0.3%	0.8%	1.4%	1.0%	2.4%	0.7%	3.2%	5.1%	0.6%	1.6%	2.4%	1.2%	1.1%	0.8%	1.4%	2.3%
廃自動車		4,044	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
水銀廃棄物		959	240	25.0%	23.7%	24.0%	27.4%	28.5%	23.4%	24.2%	24.6%	25.1%	20.9%	25.6%	28.7%	20.4%	20.4%	23.9%	28.3%	27.0%	23.1%
感染性廃棄物		32,393	5,476	16.9%	18.9%	15.5%	15.6%	14.2%	10.7%	9.6%	18.5%	18.4%	18.5%	18.4%	18.6%	17.7%	19.1%	27.3%	19.8%	24.0%	18.5%
PGB廃棄物等		749	128	17.0%	3.7%	9.6%	10.4%	1.8%	27.2%	54.5%	9.6%	26.7%	44.9%	0.3%	28.8%	0.2%	3.0%	26.5%	1.4%	17.1%	44.4%
廃石綿等		3,065	3,046	99.4%	99.8%	99.7%	99.9%	99.8%	96.5%	99.8%	99.9%	99.9%	99.6%	99.4%	100%	99.9%	99.8%	99.9%	99.8%	98.4%	99.3%
その他産業廃棄物		23,290	6,556	28.1%	31.1%	43.5%	36.8%	35.3%	33.3%	32.7%	32.0%	24.6%	34.0%	49.6%	33.7%	37.5%	2.7%	30.7%	30.3%	42.0%	27.0%

※ 平成29年度産業廃棄物処理状況調査より

	税収の状況 ※	課税客体※	税収の使途※	主な事業内容	「産業廃棄物」以外を対象 とした事業の有無				補助（支援）事業の実施状況								
	H30年度 決算額 (百万円)				対災 策 害 廃 棄 物	温 暖 化 対 策	促 再 進 工 ネ 導 入	（一 事 般 業 廃 棄 物	施設・ 設備 整備	補助対象とする施設				研究開 発	その他補助 (支援)	内容	
										排出抑制・減 量化・再資源 化施設（排出 事業者）	再資源化施設 (廃棄物処理業 者)	減量化・再資 源化により発 生する循環資 源等を利用す る施設	その他施設				
北海道	846	最終処分場への産業 廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源 の循環的な利用その他産業廃棄物の 適正な処理に係る施策に要する費用	・産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に資する 事業 (事業者支援、試験研究の推進、普及啓発) ・産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業					○	○	○			○	○	リサイクル製品認定に伴う分析費用の一部補助	
青森県	90	最終処分場への産業 廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及びその減 量化、再生利用その他適正な処理の 促進に関する施策に要する費用	・事業者支援 ・試験研究の推進 ・普及啓発・情報提供	○	○	○	○	○	○				○	○		
岩手県	93		産業廃棄物の発生抑制、再使用、再 生利用その他適正な処分に係る施策 に要する費用	・循環型地域社会形成推進事業 ・廃棄物適正処理監視等推進事業					○	○	○		○	建物・構築物・機械装 置等	○	○	自ら排出する産業廃棄物等の3R推進事業、認定製品 の販売促進事業等
宮城県	455		産業廃棄物の発生の抑制、減量化、 再生利用その他適正な処理の促進に 関する施策の実施に要する費用	・産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に資する 事業 (事業者支援、試験研究の推進、普及啓発・環境教育) ・産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業	○				○	○	○				○		
秋田県	181		産業廃棄物の発生の抑制、減量化、 再生利用その他適正な処理の促進に 関する施策に要する費用	・廃棄物3R・適正処理推進事業 ・環境産業活性化推進事業 ・環境・リサイクル産業集積促進事業	○				○	○	○				○	○	環境イベント参加、リサイクル製品販促調査、普及 啓発
山形県	149		産業廃棄物の排出の抑制、再生利用 等による産業廃棄物の減量その他適 正処理の促進に関する施策の実施に 要する費用	・資源循環型社会システムの形成 ・資源の循環を担う産業の振興 ・廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減	○	○	○		○	○	○				○	○	循環型産業販路拡大支援事業
福島県	518		産業廃棄物の排出の抑制、再生利用 等による産業廃棄物の減量その他適 正な処理の促進に関する施策の実施 に要する費用	・産業廃棄物の排出抑制 ・産業廃棄物の再生利用の促進 ・処理施設の周辺環境など施設の整備促進 ・優良処理業者の育成 ・処理施設に対する地域住民等の理解の推進					○	○	○				○	○	施設の住民理解支援、PCB分析補助、不法投棄の住 民監視支援
新潟県	147		産業廃棄物の発生の抑制及び再生利 用の促進、 <u>産業廃棄物の最終処分 場の設置の促進</u> その他産業廃棄物 の適正な処理に関する施策に要する 費用	・発生抑制、リサイクル促進事業 ・適正処理推進事業 ・ <u>最終処分場整備促進事業（最終処分場周辺環境整備）</u>					○	○	○				○		
愛知県	557		産業廃棄物の発生の抑制、再利用及び 再生利用の促進、 <u>産業廃棄物の 最終処分場の設置の促進</u> その他産 業廃棄物の適正な処理に関する施策 に要する費用	・3R促進事業 あいち地域循環圏形成プラン推進事業 地域循環圏づくり推進モデル構築事業 循環型社会形成推進事業費補助金 ・ <u>最終処分場の設置促進事業</u> <u>広域最終処分場運営推進事業</u> ・適正処理の推進事業			○	○	○	○	○	○			○		
三重県	501	中間処理施設又は最 終処分場への産業廃 棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量 その他適正な処理に係る施策に要す る費用	・発生抑制、リサイクル促進事業 ・適正処理推進事業 ・ <u>最終処分場整備促進事業（最終処分場周辺環境整備）</u> ・地域循環高度化促進事業 ・ <u>脱炭素社会推進事業</u> <u>（庁舎への電気自動車用急速充電器の整備）</u>		○		○	○	○				○			
滋賀県	24		産業廃棄物の発生抑制及び再生利用 その他適正な処理に係る施策に要す る費用	・産業廃棄物減量化支援事業 ・滋賀県リサイクル製品認定事業 ・工業技術センター等における研究開発事業 ・資源化情報等提供事業 ・産廃不法投棄防止対策事業					○	○	○				○	○	販路開拓

	補助金交付時の取り扱い							補助対象施設での取り扱い範囲							審査基準における温暖化対策要素の考慮状況	
	指令前着手	複数 年事業	年数	増設	更新	独自 条件	条件	産廃	一廃	あわせ 産廃	他府県 で発生 した 産廃	循環 資源	その他	概要	概要	
北海道	○ 令和2年度 は交付決定 後に変更し て運用							○								
青森県	○			○				○				○				
岩手県				○	○	○	年度内で完了 する事業	○	○			○				
宮城県	○	○	2年	○	○	○	導入設備によ る年間の産業 廃棄物削減量 等が一定量以 上のもの	○			○					
秋田県				○				○								
山形県	○ 今年度特例			○				○		○	○		○	廃棄物を活用 したエネルギー 利用施設（バイ ナリー発電 など）		
福島県	○ 交付申請後 「事前着手 届」の提出 により認め る。期間の 延びは1～ 2週間程度	○	2年	○	○			○								
新潟県		○	2年	○	○			○ 新潟県内で排出さ れた産業廃棄物 が、取り扱い廃棄 物量（災害廃棄物 を除く）の3／4 以上（重量）であ ること								
愛知県								○			○				○	最終処分量の削減効果、化石燃料使用量の削減効果、二酸化炭素排出量の削減効果
三重県																
滋賀県				○				○								

	税収の状況 ※	課税客体※	税収の使途※	主な事業内容	「産業廃棄物」以外を対象とした事業の有無				補助（支援）事業の実施状況							
	H30年度 決算額 (百万円)				対災 策 廃 棄 物	温 暖 化 対 策	促再 進工 ネ 導 入	(一 事 般 廃 棄 物)	施設・ 設備 整備	補助対象とする施設				研究開 発	その他補助 (支援)	内容
										排出抑制・減 量化・再資源 化施設（排出 事業者）	再資源化施設 (廃棄物処理業 者)	減量化・再資 源化により発 生する循環資 源等を利用す る施設	その他施設			
京都府	198	最終処分場への産業 廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用	・産業廃棄物3R支援センター運営事業 ・3R技術開発等支援補助事業（技術開発、施設整備、販路開拓、AI・IOT技術導入等補助） ・産業廃棄物発生抑制等促進事業 ・京都スマートプロダクト事業 （中小企業への環境対応支援や環境産業振興の推進）					○	○	○			○	○	販路開拓、AI・IOT技術導入
奈良県	135		産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用	・産業廃棄物排出抑制等事業費補助事業 ・循環型社会推進事業 ・産業廃棄物処理適正化事業					○	○				○		
鳥取県	8		産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用	・産業廃棄物適正処理基金積立事業											○	鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例に基づく、産業廃棄物処理施設の周辺地域の公共施設整備
島根県	267		産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用	・事業者の再資源化等への支援事業 ・産業廃棄物の適正処理推進事業 ・環境教育推進事業					○	○	○			○		
岡山県	601		産業廃棄物対策促進費用	・産業廃棄物の適正処理推進事業 ・産業活動への支援事業 ・意識改革事業					○				○	産廃処分業者が行う廃棄物搭載車両計量設備の導入・更新と計量設備に付属する電算処理システムの導入・更新	○	畜産農家に対する、適正な堆肥処理に必要な資材購入費用等の助成
広島県	597		産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用	・3R推進事業 ・産業廃棄物の適正処理推進事業 ・普及啓発事業 ・地域廃棄物対策支援事業 （撤去処分・事業系一般廃棄物削減対策事業）	○			○	○	○	○			○	○	市町等が行う不法投棄廃棄物の撤去処分事業、事業系一般廃棄物削減対策事業
山口県	241		産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する費用	・産業廃棄物適正処理推進事業 ・資源循環型社会形成推進事業 産業活動への支援 （フードバンク活動促進、太陽光発電導入促進）					○	○			○	女性専用トイレ、更衣室、休憩室、託児スペース	○	監視パトロール、PCB分析調査費用、人材育成に係る資格取得経費補助
愛媛県	269		産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用	・循環型社会形成推進事業 ・資源循環促進支援事業 ・産業廃棄物の適正処理推進事業 ・環境教育推進事業					○	○	○			○	○	産廃許可業者に対するトラックスケール購入等
福岡県	181	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物への搬入	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル促進事業 ・環境を担う人材育成・交流事業 ・産業廃棄物の適正処理体制の整備 ・市町村の環境行政支援事業 （保健所設置市への交付金、保健所設置市以外が実施する産廃適正処理推進対策及び不法投棄防止対策に対する補助）					○	○	○				○	保健所設置市以外が実施する産業廃棄物の適正処理推進対策及び不法投棄防止対策に対する補助
佐賀県	104		循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	・減量化・リサイクル推進事業 ・産業廃棄物の適正処理推進事業 ・普及啓発事業					○	○	○		○	最終処分業者が導入整備する軽量設備（トラックスケール）	○	・団体が行う電子マニフェスト等による事務適正管理の推進を図るための補助 ・処分場の設置者が行う処分場周辺の管理事業等に対する補助 ・地域ぐるみで不法投棄対策の取組を行う市町に設置された協議会等に対する補助 ・廃棄物に関する学習及び普及啓発事業を行う団体に対する補助

	補助金交付時の取り扱い							補助対象施設での取り扱い範囲							審査基準における温暖化対策要素の考慮状況	
	指令前着手	複数 年事業	年数	増設	更新	独自 条件	条件	産廃	一廃	あわせ 産廃	他府県 で発生 した 産廃	循環 資源	その他	概要	概要	
京都府	○	○	2～3年	○	○			○			○					
奈良県				○				○								
鳥取県	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-		-	
島根県		○		○	○			○			○					
岡山県																
広島県		○	2年	○	○			○	○ ただし、 産業廃棄 物への波及 効果等 が必要	○	○ ただし 1／2 未満	○			○	CO2の排出削減効果 の高い施設整備は補 助率が上がる
山口県		○		○	○			○	○	○	○	○			○	CO2の削減効果
愛媛県				○	○			○								
福岡県				○				○								
佐賀県				○	○			○								

	税収の状況 ※	課税客体※	税収の使途※	主な事業内容	「産業廃棄物」以外を対象とした事業の有無				補助（支援）事業の実施状況							
	H30年度 決算額 (百万円)				対災 策害 廃棄 物	温 暖 化 対 策	促再 進工 ネ導 入	(一 事般 業廃 系棄 物)	施設 ・ 設備 整備	補助対象とする施設				研究開 発	その他補助 (支援)	内容
										排出抑制・減 量化・再資源 化施設（排出 事業者）	再資源化施設 (廃棄物処理業 者)	減量化・再資 源化により発 生する循環資 源等を利用す る施設	その他施設			
長崎県	63	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物への搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	・リサイクル製品活用促進事業 ・長崎県廃棄物処理計画策定事業 ・産業廃棄物対策事業 ・未利用資源等肥料利活用促進モデル事業 ・FRP漁船リサイクル処理等体制普及促進事業				○							○	政令市が実施する産業廃棄物の適正処理推進を目的とした監視事業（不法投棄パトロール又は産業廃棄物処理業者等への立ち入り検査）について、専任職員の配置に必要な経費を助成する。
熊本県	118	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	・排出抑制・リサイクル推進事業 ・適正処理促進事業 ・普及啓発事業				○	○					○		
大分県	413		循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	・排出抑制・再生利用の推進事業 ・適正処理推進事業 ・基盤整備の推進 (産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業) ・啓発広報等推進事業	○	○	○	○	○					○	○	機械装置購入等費用、展示会出展費用など
宮崎県	249	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物への搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	・排出抑制・再生利用の推進事業 ・適正処理推進事業 ・普及啓発事業					○	○	○		○	○	○	優良産廃処理業者が行うリサイクル設備の更新 県内の産業廃棄物処理業者、県内の産業廃棄物最終処分業者及び中間処理業者の重量計測器
鹿児島県	192		循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	・排出抑制・再生利用の推進事業 ・適正処理推進事業 不法投棄対策強化事業(撤去・現状回復実施時の経費助成) ・普及啓発事業					○		○				○	リサイクル製品試験分析費補助、不法投棄現場現状回復経費助成
沖縄県	38	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再使用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	・産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業 ・産業廃棄物の適正処理促進事業					○	○ 減量化は対象外	○			○		
北九州市	663	最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分	廃棄物の適正な処理の推進、廃棄物の再生利用の促進に関する事業の支援その他環境に関する施策に要する費用	・技術開発支援事業											○	FS研究、実証研究、社会システム研究

	補助金交付時の取り扱い							補助対象施設での取り扱い範囲							審査基準における温暖化対策要素の考慮状況	
	指令前着手	複数 年事業	年数	増設	更新	独自 条件	条件	産廃	一廃	あわせ 産廃	他府県 で発生 した 産廃	循環 資源	その他	概要	概要	
長崎県	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-		-	
熊本県																
大分県	○							○				○				
宮崎県					○			○								
鹿児島県				○	○			○							○	補助率は通常1／3以内だが、設備の稼働に伴うCO2排出量の削減効果が高い設備については1／2以内としている
沖縄県								○			○					
北九州市	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-		-	

事業区分	事業内容 H18税導入時～		H23見直し後～	H28見直し後～	改正ポイント	
施設設備整備費補助事業	補助事業	自ら排出する産業廃棄物の排出抑制・減量化、再資源化・製品化に係る設備機器の整備、又は他者が排出する産業廃棄物の再資源化・製品化に係る設備機器の整備に対する補助。 ・補助対象 ①自ら排出する産業廃棄物の排出抑制・減量化、リサイクルに係る設備の整備 ②他社が排出する産業廃棄物のリサイクルに係る設備の整備	・補助率 自他一律 1／2 汚泥・廃プラのリサイクル 2／3 ・補助限度額 3億円（リサイクル施設） 1億円（排出抑制施設） ・通算限度額 5億円	・補助率 自他一律 1／2 汚泥・廃プラ・建設混合廃棄物・ 廃石膏ボードのリサイクル 2／3 ・補助限度額 3億円（リサイクル施設） 1億円（排出抑制施設） ・通算限度額 5億円	R2～ ・補助率 自他一律 1／2 汚泥・廃プラ・建設混合廃棄物・ 廃石膏ボードのリサイクル 2／3 ・補助限度額 1億円（リサイクル設備） 5千万円（排出抑制設備） ・通算限度額 5億円	・リサイクルが進んでいない産廃に対応し補助率を上げた。（H23～） ・希望の多い中小規模の設備整備を促進するため、補助限度額を下げ、対象を設備のみとした。（R2～）
リサイクル技術研究開発補助事業	補助事業	研究の成果を自ら事業化することを前提に行う、自ら排出する産業廃棄物の排出抑制・減量化又はリサイクル、他者が排出する産業廃棄物のリサイクルに係る研究開発に対する補助。 ・補助対象 ①概ね3年以内に事業化することを前提に行うもの ②①以外のものにあつては、事業化までの具体的な計画が明確なもの	・補助率 中小企業等 2／3 上記以外 1／2 ・補助限度額 1千万円	・補助率 中小企業等 2／3 上記以外 1／2 ・補助限度額 1千万円 ・補助対象経費に人件費を追加		・申請者の多くが中小企業であり、常設の研究部門がなく、研究開発時に人員を確保している事例が多いことから、補助対象経費に人件費を加えより多くの事業者が取り組めるようにした。
リサイクル産業創出事業費補助事業	補助事業	中小企業による産廃リサイクルの事業化段階における市場調査等に対する補助。 ・補助対象 ①市場投入に先立ち行う実証実験（試作品作成を含む。）又は市場調査 ②リサイクル製品（試作品）の改良 ③展示会を活用したニーズ調査又は戦略（事業計画）策定のために行う調査（前号の事業と同時に実施する場合に限る。）	・補助率 中小事業者等 3／4 上記以外 1／2 ・補助限度額 3百万円（市場調査のみの場合は200万円）	・補助率 中小事業者等 3／4 上記以外 1／2 ・補助限度額 5百万円（市場調査のみの場合は200万円）		・調査・実証の範囲を道外も含められるよう補助限度額を拡大。
循環資源・リサイクル製品情報ネットワーク支援事業		・「循環夢ネット」の運営 道内の企業等における循環資源の利用状況やリサイクル製品等についてデータベースを構築し事業者間のマッチングを図る ・リサイクルに関するセミナー等の開催				・H23から「リサイクル関連情報普及啓発事業」において対応。 ・リサイクル認定製品の普及啓発事業により、循環資源の利用促進と再生利用率の向上を図る。
リサイクルアドバイザー派遣事業		・リサイクルアドバイザー 産業廃棄物の排出抑制・減量化又はリサイクルに取り組む道内の中小企業に対し、技術的・専門的な指導・助言やリサイクルに関する講演などを行うリサイクルアドバイザーを派遣。 ・リーガルアドバイザー派遣 循環税制度の円滑な運用と適正処理促進のため、排出事業者責任で理解することとされている法令内容とこれに沿った事務手続(マニフェスト交付等)について、道職員を事業所及びセミナー等に派遣。 ・リサイクル人材育成セミナーの開催				・中小企業等の事業化に関する実務経験者を選任し、企業のリサイクルへの取組を促進。
循環資源利用促進税適正運用対策事業		・産廃110番の設置 通報フリーダイヤルの設置による通報しやすい環境の整備 ・広告等を利用した普及啓発 ・民間事業者との連携協定締結	・産廃の排出・処理状況の実態調査を毎年実施 H25～ ・スカイパトロールの実施 不適正処理の未然防止・早期発見に向け、道警等と連携し実施	H31～ ・PCB早期処理 ①アンケート調査を通じて電気機器にPCBが含まれているか確認を促すとともに保管事業者等の把握を実施。 ②分析によるPCBの含有の判別が必要な機器の所有者に対して、分析費用の一部を補助。	・産業廃棄物の適正処理に対する監視体制の構築と産業廃棄物の適正処理を推進。	
特定課題研究開発事業費補助事業			補助事業 ・道総研が実施する研究開発に要する経費を補助 H22～H26（第Ⅰ期） ・新たなリサイクル技術の開発や産業廃棄物の排出・処理の実態調査など基盤的取組を実施。	H27～R1（第Ⅱ期） R2～R5(第Ⅲ期) ・技術的な課題等によりリサイクルが進まない産業廃棄物について、事業者等が利用可能なリサイクル技術を開発し、排出抑制や循環的利用を推進。	・5年毎に、計画的に実施。 ・リサイクルの効果が大きい廃棄物や技術的な課題を抱える廃棄物を特定課題として、重点的に支援する。	
循環資源利用促進税重点課題研究開発補助事業						
リサイクル関連情報普及事業費			・セミナー等の開催 廃棄物処理、3R及びゼロ・エミッションをテーマとして、企業等の講演や企業からの参加者も含むワークショップを通じて資源の有効活用を学び、もって環境保全に取り組む人材を育成するセミナー等を開催 ・普及啓発 道民や産業廃棄物の排出事業者に対し、様々な産業廃棄物がリサイクルでき、道民生活と結びついていること、環境貢献へつながられることを知ってもらい、リサイクルの意識を高めるため、新聞広告やテレビ・ラジオの番組を活用し情報発信するなど普及啓発を実施。 ・リサイクル製品認定制度の啓発、認定製品の普及促進 市町村や関係団体へのパンフレットの配布、各種展示会への出展などにより、認定制度の啓発を図るとともに認定製品の普及を促進。		・リサイクルに関する普及啓発事業をまとめ、効果的に実施。	
リサイクル製品認定支援事業費			補助事業 ・補助対象 リサイクル製品認定に係る認定申請及び更新時に実施する試験分析費用。 ・補助率 ①中小企業者 2／3以内 ②①以外 1／2以内 ・上限額 30万円		・リサイクル製品の認定に伴う分析費用は、中小企業者にとって負担が大きいため、補助率を高く設定。	
食の循環モデル構築委託事業費			H23～H24 食品産業に関わる廃棄物利活用システムを構築する排出から利用までの社会実験を委託により実施		2カ年計画で実施	
食のリサイクルトッププランナー育成事業			補助事業 H25～H26 道内の食に関連する産業廃棄物を利用したリサイクル製品を用いて地域ブランドを構築する取組に要する経費の一部に補助金を交付。			